

国民健康保険料の軽減に係る所得判定基準の拡充について

低所得者世帯の保険料については、所得の合計額に応じて応益割（均等割＋平等割）を軽減している。

$$〔 \text{国民健康保険料} = \text{応能割（所得割）} + \boxed{\text{応益割（均等割+平等割）}} 〕$$

●軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額

軽減割合	算定内容	
7割	—	33万円以下
5割	現行	33万円＋ <u>28万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者 ^(※) 数）以下
	改正案	33万円＋ <u>28.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
2割	現行	33万円＋ <u>51万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
	改正案	33万円＋ <u>52万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下

(※) 特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者

(例) 夫婦と子ども2人の世帯で給与収入のみの場合

	5割軽減	2割軽減
現行	合計所得 145万円以下 (給与収入 約233.1万円以下)	合計所得 237万円以下 (給与収入 約363.9万円以下)
改正案	合計所得 147万円以下 (給与収入 約235.9万円以下)	合計所得 241万円以下 (給与収入 約368.7万円以下)

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（保険料の減額）</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付</p>	<p style="text-align: center;">（保険料の減額）</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>280,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付</p>

改正後	改正前
<p>義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>510,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出しを「令和二年度及び令和三年度における後期高齢者負担率」に改め、同条中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「令和二年度及び令和三年度」に、「百分の十一・一八」を「百分の十一・四一」に改める。

附則第五条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第八条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十八号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三十項及び第二十九条の四の三第六項中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

第二十九条の七第二項第九号中「六十一万円」を「六十三万円」に改め、同条第四項第八号中「十六万円」を「十七万円」に改め、同条第五項第一号中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同条第八号中「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同条第三号ロ中「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同条第八号中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

附則第一条の三中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第四条第二項第六号中「六十一万円」を「六十三万円」に改める。

附則第五条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第一条の三及び第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3 国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4 この政令による改正後の第二十九条の七第二項、第四項及び第五項並びに附則第四条第二項の規定は、令和二年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

省

令

○農林水産省令第三号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第十条第一項の規定に基づき、大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令の一部を改正する省令のように定める。

令和二年一月二十九日

農林水産大臣 江藤 拓

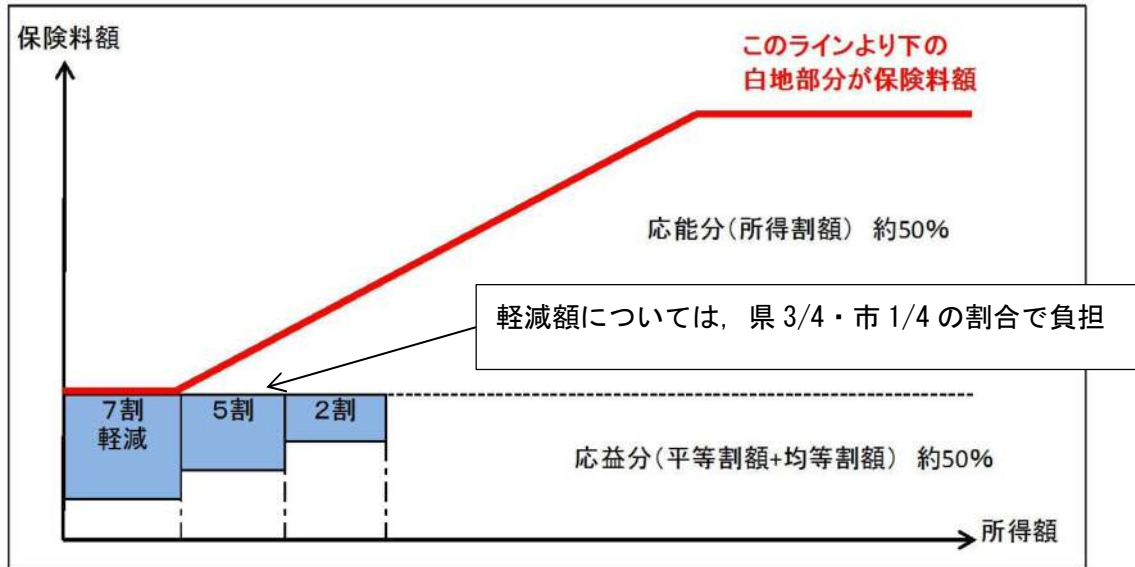
大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令（平成三十年農林水産省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣は、毎年、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間（第六項において「短期管理期間」という。）ごとに、遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業に係る三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量を合計した数量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合には、直ちにその旨を告示するものとする。</p> <p>3 農林水産大臣が第一項の規定により同項第一号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、大中型まき網漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日（農林水産大臣が同号に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合には、当該告示の日）までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 農林水産大臣が前項の規定により同項第一号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、大中型まき網漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日（農林水産大臣が同号に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合には、当該告示の日）までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</p>

【参考資料】 保険料軽減制度の概要

所得が低い世帯は、保険料のうち定額の応益分について世帯の所得に対する負担が過重になるため、これを緩和するために一定の所得以下の世帯について保険料を減額する制度（昭和38年創設）。現在は所得基準の段階により、応益分に対して7割、5割、2割を軽減する。



○軽減基準の算定方法：世帯主と国保加入世帯員の所得の合計

7割軽減→33万円以下

5割軽減→33万円+※世帯人数×(A)以下

2割軽減→33万円+世帯人数×(B)以下

	H28	H29	H30	H31	R2
(A)	26.5万円	27万円	27.5万円	28万円	28.5万円
(B)	48万円	49万円	50万円	51万円	52万円

○近年の軽減基準の見直しについて

平成26年度に消費税率の引き上げと一体となった社会保障の充実と安定化の一環として、軽減対象世帯の拡大が行われた。平成27年度以降は、毎年経済動向などを踏まえ5割、2割軽減について基準の見直しが行われている。

○芦屋市の軽減状況

7割軽減該当・・・国保加入世帯の約3割

5割軽減該当・・・国保加入世帯の約1割

2割軽減該当・・・国保加入世帯の約1割

○H31年度の基準

【夫婦と子ども2人の世帯（4人が国保加入）で給与収入のみの場合】

7割軽減該当・・・給与収入約98万円（所得33万円）以下

5割軽減該当・・・給与収入約233.1万円（所得145万円）以下

2割軽減該当・・・給与収入約363.9万円（所得237万円）以下